

【参考3】

滋賀県内市町の空き家等の除却費補助金について（令和5年2月時点）

市町名	名称	補助率	補助上限額	条件等
長浜市	長浜市空き家活用地域活性化事業助成金	2/3	100万円	<p>【補助対象者】</p> <p>助成対象空き家の所在地の自治組織または、長浜市内に活動拠点を有する市民活動団体等</p> <p>・除却後5年間、地域を活性化する用途で活用すること（ポケットパーク、コミュニティガーデン、バスやデマンドタクシーの待合所、観光客や来訪者が利用できる無料駐車場）</p>
米原市	米原市空家等除却支援補助金	1/3	20万円	<p>【補助対象物件】</p> <p>・昭和56年5月31日以前に建築された空家に関するものであること。</p> <p>・1年以上居住されていないもの</p> <p>・更地にすること。</p>
彦根市	-	-	-	-
東近江市	東近江市空家バンク物件改修等補助金	1/2	50万円	空家バンクで取得して1年以内の物件であり、解体して立て替える場合に限る。
	東近江市特定空家等除却支援事業補助金	8/10	400万円	<p>【補助対象物件】</p> <p>特定空家</p>
近江八幡市	-	-	-	-
野洲市	野洲市空家解体促進事業補助金	1/2	50万円	<p>【補助対象物件】</p> <p>・危険空家（建物、構造又は設備が不良な住宅）</p> <p>・住宅又は店舗の用に供されていた空家であること。</p> <p>・1年以上使用されていないこと</p>
守山市	守山市木造住宅耐震対策除却事業補助金	-	10万～60万円	<p>【補助対象物件】</p> <p>・昭和56年5月31日以前に着工され、完成していること。</p> <p>・耐震診断の総合評点が0.7未満と診断されたもの。</p>
栗東市	栗東市特定空家等除却支援事業補助金	1/5	20万円	<p>【補助対象物件】</p> <p>特定空家の敷地内を更地にする工事であること。</p>
草津市	-	-	-	-
大津市	-	-	-	-
湖南市	湖南市特定空家等除却支援事業補助金	8/10	100万円	<p>【補助対象物件】</p> <p>特定空家等並びにその敷地内にある建築物、工作物、竹木及び動産等の全てを除却し、更地にすること。</p>

甲賀市	甲賀市空き家住宅等除却等事業補助金	8/10	80万円	<p>【補助対象物件】</p> <p>(1) 制度要綱第2第5号に規定する空き家住宅であって、除却後の更地を地域活性化のために供されるもの</p> <p>(2) 前号に規定する空き家住宅に附属する建物(門及び塀を除く。)であって、除却後の更地を地域活性化のために供されるもの</p> <p>(3) 住宅地区改良法(昭和35年法律第84号)第2条第4項に規定する不良住宅であって、住宅地区改良法施行規則(昭和35年建設省令第10号)第1条の規定により、市長が住宅の不良度を評定し、合算した評点が100以上と判定したもの</p>
高島市	-	-	-	-
多賀町	多賀町空き家住宅等除却支援事業補助金	(1)、(2) 1/2 (3) 9/10 補助基本額あり	(1)、(2) 50万円 400万円	<p>【補助対象物件】</p> <p>(1) 制度要綱第2第5号に規定する空き家住宅であって、除却後の跡地を地元自治会へ10年間以上貸与または本町に寄付をされ、地域活性化のための用に供するもの</p> <p>(2) 住宅地区改良法(昭和35年法律第84号)第2条第4項に規定する不良住宅で、住宅地区改良法施行規則(昭和35年建設省令第10号)第1条の規定に基づき、町長が住宅の不良度を評定し、合算した評点が100以上と判定したもの</p> <p>(3) 空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号)第2条第2項に規定する空家等で、町長が除却、修繕その他周囲の生活環境の保全を図るために必要な措置を命令したものを除くもの</p>
甲良町	甲良町空き家住宅等除却支援事業補助金	2/10	20万円	<p>【補助対象物件】</p> <p>(1) 甲良町内に存する昭和56年5月31日以前に建築された個人名義のものであること。</p> <p>(2) 除却を実施しようとする際に現に使用されていない建築物で、かつ、今後も居住の用に使用される見込みがないものであること。</p> <p>(3) 更地にすること。</p>
豊郷町	豊郷町空き家除却支援事業補助金	4/5	50万円	<p>【補助対象物件】</p> <p>特定空家、不良住宅</p>
日野町	-	-	-	-
竜王町	-	-	-	-

県内の平均・中央値	補助率	補助限度額(万円)
平均	0.55	85.5
中央値	0.5	50